

地方会組織における生涯教育研修会に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、地方会組織に関する規則第5条第1項(2)に基づき、生涯教育研修会について定めるものである。

(支援)

第2条 生涯教育研修会(以下「研修会」という。)は、受講者が質の高いリハビリテーション医療を提供するとともに、リハビリテーション医学の発展に寄与できるよう、継続的な卒後の生涯教育を支援するものである。

(目標)

第3条 研修会の目標は、リハビリテーション医学に関する実践的な知識、リーダーシップ能力、最新の研究情報などの獲得にある。

(内容)

第4条 研修会の内容は以下に基づくものとする。

- (1) 本医学会の定める教育大綱、専門医制度卒後研修カリキュラムに準拠すること
- (2) リハビリテーション医学の科学的進歩に原則として即したものであること
- (3) リハビリテーション医学の研究や実地診療に原則として直結する実践的なものであること
- (4) リハビリテーション医学に関連した保健・医療・福祉の問題にも対応すること

(実施)

第5条 研修会の実施は、別に定める申し合わせに従う。

附 則

本内規は、平成15年9月27日より施行する。

令和6年3月16日より施行する。